

広報たけはら広告掲載事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、竹原市が発行する広報たけはら（以下「広報紙」という。）に広告を掲載することについて、竹原市広告掲載要綱（平成23年5月1日施行。以下「要綱」という。）及び竹原市広告掲載基準（平成23年5月1日施行。以下「基準」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告枠等)

第2条 広告枠は2枠とし、1枠当たり縦4.5cm×横8cm以内の大きさとする。

- 2 広告には広告主及びその連絡先を明瞭に表示するものとする。
- 3 広告の配色は、1色刷りとする。（広報紙の印刷規格に準ずる。）

(広告の募集方法)

第3条 市は、広報紙及びホームページへの掲載等の方法により広報を行い、各月ごとに広告主を募集する。

- 2 広告の申込みを行う者（以下「申込者」という。）は、別記様式に必要事項を記載し、広告案（簡易なデザインによる図案を含む。）を添付の上、掲載を希望する月の前月10日までに市へ提出するものとする。
- 3 市は、広告の内容がふさわしくないと認められる場合は、申込者に変更を依頼することがある。

(広告掲載料等)

第4条 広告の掲載料は、1月1枠当たり10,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

- 2 前項の掲載料は、同一年度内の複数の月を申し込む場合において、別表に定めるところにより、その金額を割り引くものとする。
- 3 複数月のへの掲載を申し込む場合においては、年度を超えての申込みを行

うことはできない。

4 第1項の申込みにおいては、原則として複数の月の中途での広告内容の変更は認めない。

5 広告の掲載料は広告の掲示費用（広報紙への印刷費を含む。）とし、広告デザイン等の広告作成に要する費用は広告主の負担とする。

6 複数の月を申し込む場合の掲載料は、その掲載の初月に当たる掲載料の納付期限までに全額を支払うものとする。

（広告主の選定）

第5条 広告主は、広告内容が要綱第3条第2項及び基準第3条に該当しないものであり、要綱第7条に規定する竹原市広告審査委員会の審査により広報紙に掲載する広告として適当であると認められるもののうちから決定する。ただし、基準第2条に該当する業種又は事業主は広告主としない。

（広告原稿等の提出）

第6条 広告主は、別に定める日までに広告原稿（電子データを含む。）の正本を市に提出しなければならない。

（広告掲載料の徴収）

第7条 広告主は、市が広告を掲載する広報紙を発行する月の前月25日までに、広告の掲載料を市へ支払わなければならない。ただし、4月号への掲載に係る支払又は複数の月を申し込む場合の2月目以降の支払にあっては、この限りでない。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、広報紙に掲載する広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月28日から施行する。

附 則

この要領は，令和 2 年 6 月 1 7 日から施行する。

別表（第4条関係）

複数月の申込みに係る割引率等

| 申込月数 | 割引率 | 掲載料の算定方法 |
|-------|---------|---------------------------------|
| 2か月分 | 5パーセント | 1月当たりの掲載料× 申込み月数×(1-割引 率) |
| 3か月分 | 7パーセント | |
| 4か月分 | 9パーセント | |
| 5か月分 | 11パーセント | |
| 6か月分 | 13パーセント | |
| 7か月分 | 15パーセント | |
| 8か月分 | 17パーセント | |
| 9か月分 | 19パーセント | |
| 10か月分 | 21パーセント | |
| 11か月分 | 23パーセント | |
| 12か月分 | 25パーセント | |

(別記様式)

年 月 日

竹 原 市 長 様

広報たけはら広告掲載申込書

広報たけはらに広告を掲載したいので、広報たけはら広告掲載事務取扱要領に基づき申し込みます。また、市税の納付状況の調査を行うことに同意します。

| | | |
|----------------------|---|---|
| 申込年月日 | 年 月 日 | |
| 掲載希望月 | 月分 ※複数月 () か月分 | |
| 申込者 所在地 | | |
| 名 称 代表者職氏名 | | 印 |
| 担当部署 担当者名 電話番号 | | |
| 申込価格 | 月額 10,000 円 / 1 枠 (消費税及び地方消費税相当額を含む)。 ただし、複数月を申し込む場合にあつては、別表に定めるところによる割引後の金額 | |

(注意)

- 1 本申込書を提出する際には、掲載を希望する広告案(簡易なデザインによる図案でも可)を添付してください。
- 2 広告の内容がふさわしくないと認められる場合は、市から内容の変更を依頼することがあります。
- 3 前項の依頼に応じていただけない場合は、広告の掲載をお断りすることがあります。
- 4 広告主は、広告枠数に応じて先着順にて決定します。
- 5 本申込みに当たっては、竹原市広告掲載要綱、竹原市広告掲載基準及び本要領の規定を順守してください。